

附 属 資 料

- 1 新・北海道総合計画の概要「地域づくりの基本方向（第4章）」（p 8 2）
- 2 「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」及び「新・北海道総合計画」の推進に向けた連携・協働による地域づくりのイメージ（p 8 3）
- 3 地域重点プロジェクト一覧（開発建設部及び振興局）（p 8 4）
- 4 地域づくり連携会議及び地域づくり連携会議・合同会議設置規約（p 8 5）
- 5 主な特定分野別計画一覧（p 1 1 4）
- 6 用語解説（p 1 2 1）

1 新・北海道総合計画の概要「地域づくりの基本方向（第4章）」

3つの視点により持続可能で活力ある地域づくりを進めます。

3つの視点による地域づくり

連携・相互補完を強める

地域の個性や魅力を
最大限に生かす

「地域のことは地域で決める」
地域主権型社会をつくる

計画推進上のエリア設定

拠点性高い都市を中核とする6つの「連携地域」を設定し、地域の活性化を図り、暮らしの安全・安心を確保します。



政策展開方針

6つの連携地域ごとに、地域のめざす姿や地域で重点的に取り組む政策などを盛り込んだ「政策展開方針」を策定し、地域に根ざした政策を展開します。

2 「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」及び「新・北海道総合計画」の推進に向けた連携・協働による地域づくりのイメージ

**(国) 地球環境時代を先導する
新たな北海道総合開発計画**

- 【第4章 第3節 魅力と活力ある北国の地域づくり・まちづくり】
- ・地域経済や暮らしにおけるつながりを持つ6つの広域的な生活圏を単位とし、圏域全体で暮らしや経済を支えていくことが必要である。
 - ・地域における行政・民間の多様な主体は、地域の将来像の実現に向けて、適切な役割分担の下、ハード・ソフトの両面にわたる多様な連携・協働を推進する。

(道) 新・北海道総合計画

- 【第4章 地域づくりの基本方向】
- ・持続可能で活力ある地域づくりに向け、都市と農山漁村の連携、多様な主体の協働による「連携と相互補完」による地域づくりが必要。
 - ・6つの計画推進上のエリアを「連携地域」とし、このエリア内において広域的、多層的な連携・相互補完を強める。
 - ・連携地域ごとに政策展開方針（仮称）を策定し、地域に根ざした政策を展開

【共通理念】 多様な主体の連携・協働による地域づくり

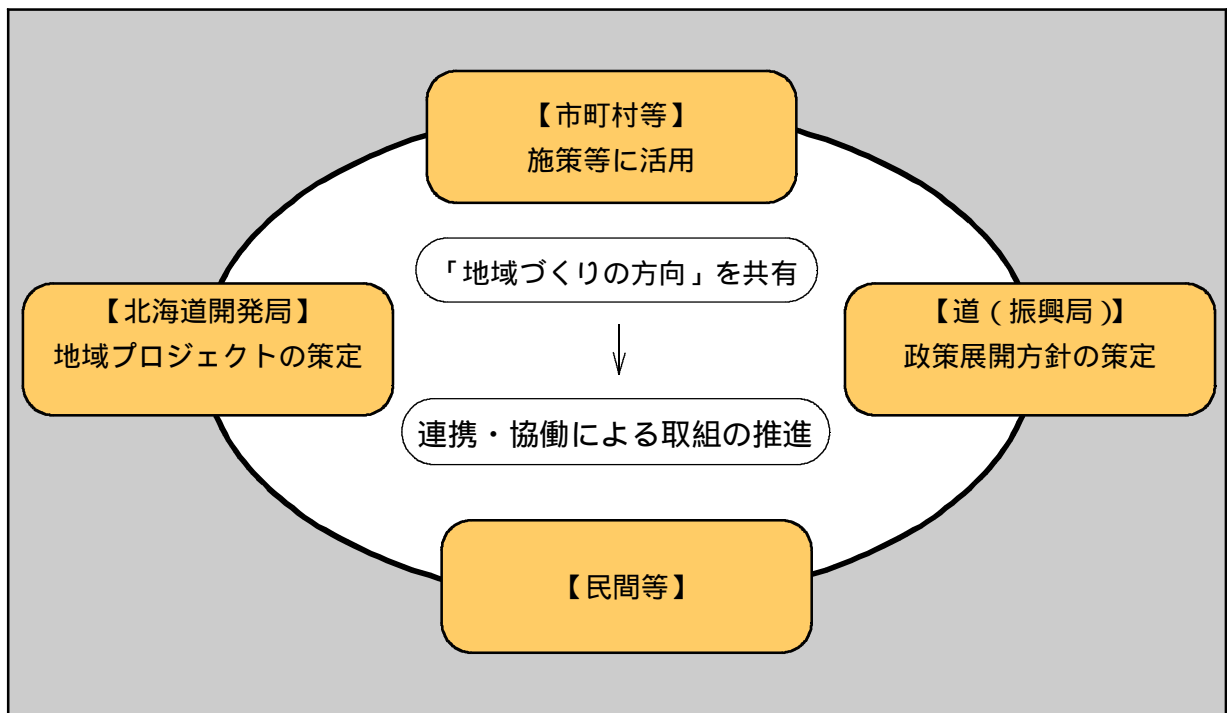
地域づくり検討の場の設置

振興局ごとに **地域づくり連携会議** を設置

連携地域ごとに **地域づくり連携会議・合同会議** を設置

「地域づくりの方向」を検討

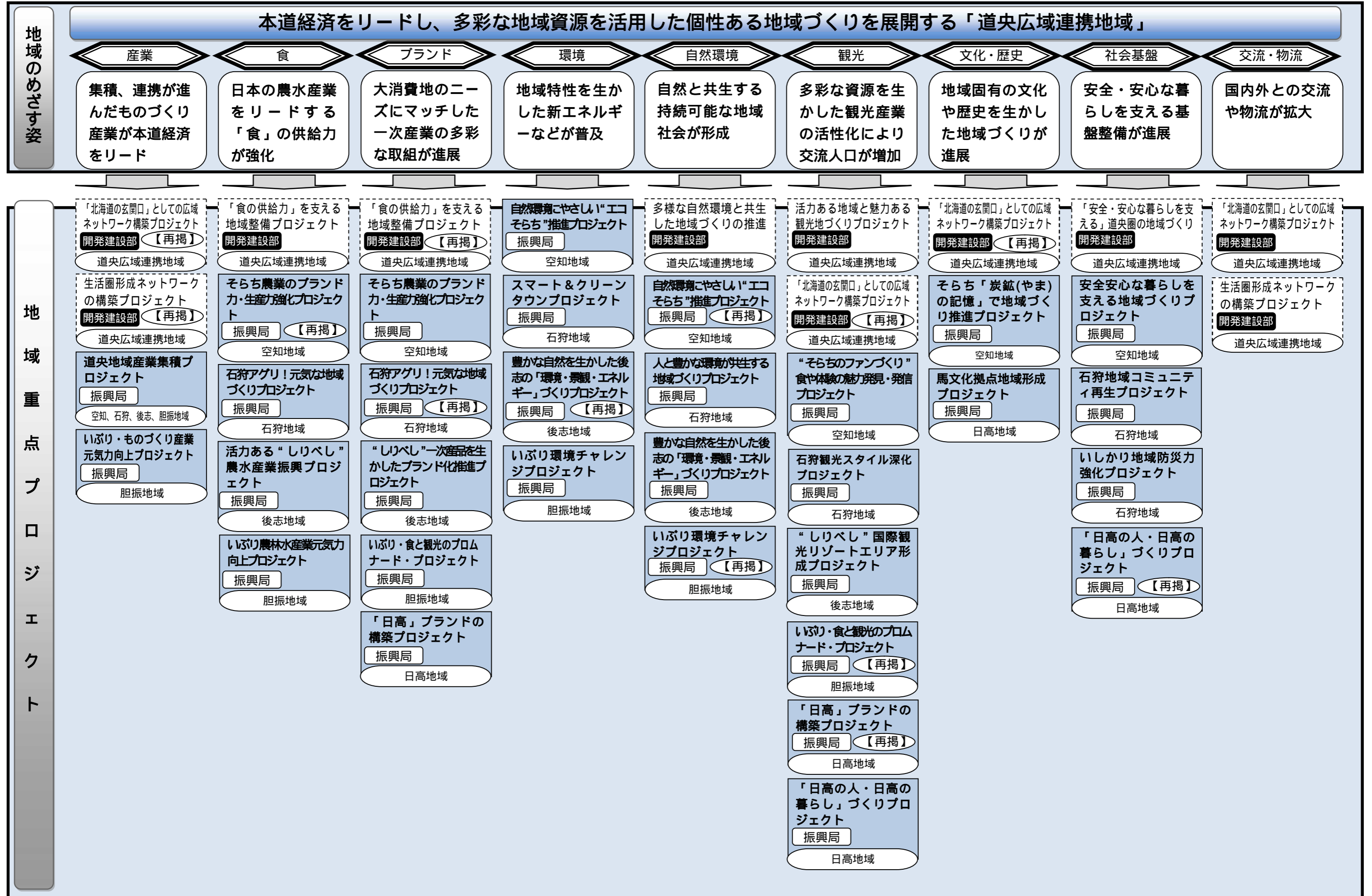
毎年度、推進状況を確認



多様な主体の連携・協働による魅力と活力ある地域社会の実現

3 地域重点プロジェクト一覧（開発建設部及び振興局） <道央広域連携地域>

地域づくり連携会議等における「地域づくりの方向」の検討を踏まえ、開発局においては、「地域プロジェクト」、道においては、「政策展開方針」を策定し、「地域のめざす姿」の実現に向けて、多様な主体の連携により、次の地域重点プロジェクトを推進します。



4 地域づくり連携会議及び地域づくり連携会議・合同会議設置規約

空知地域づくり連携会議及び道央地域づくり連携会議・合同会議設置規約

(名称)

第1条 空知総合振興局所管区域に設置する会議の名称は、空知地域づくり連携会議（以下「連携会議」という。）とし、道央連携地域に設置する会議の名称は、道央地域づくり連携会議・合同会議（以下「合同会議」という。）とする。

(目的)

第2条 連携会議及び合同会議は、北海道が全国に先行して進む人口減少や高齢化等により、地域の活力低下や産業の低迷が懸念されるなど地域を取り巻く環境が厳しさを増す中、地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画及び新・北海道総合計画がスタートすることに伴い、魅力と活力ある地域社会の形成に向け、国、道、市町村などの地域の多様な主体が、地域の将来像を共有し、その実現に向けて、適切な役割分担の下、地域づくりの方向を共有して多様な連携・協働の取組を推進することを目的とする。

(議題)

第3条 連携会議及び合同会議の議題は次のとおりとする。なお、合同会議においては、連携会議の検討を踏まえた広域的な観点からの検討や全体調整等を行う。

- (1) 地域の直面する課題に関する事
- (2) 地域づくりの方向に関する事
- (3) 社会資本整備における重点化に関する事
- (4) その他、地域づくりのために必要な事項に関する事

(構成員等)

第4条 連携会議の構成員は、別表1のとおりとし、有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

2 合同会議の構成員は、別表2のとおりとし、連携会議の他の構成員や有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

3 連携会議には、次に掲げるブロック会議を置く。

- (1) 北空知ブロック会議
- (2) 中空知ブロック会議
- (3) 南空知ブロック会議

4 ブロック会議の構成員は、別表3のとおりとし、有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

(幹事会)

第 5 条 連携会議及びブロック会議に幹事会を置き、必要に応じて開催する。

2 幹事会の構成は、別表 4 のとおりとする。

(事務局)

第 6 条 連携会議、合同会議及びブロック会議にそれぞれ事務局を置く。

2 連携会議及びブロック会議の事務局の庶務は、札幌開発建設部及び空知総合振興局が共同で処理する。

3 合同会議の事務局は、関係する開発建設部及び総合振興局・振興局(「以下「総合振興局等」という。)の協議により、担当する開発建設部及び総合振興局等を決定し、共同で庶務を処理する。

(会議の招集)

第 7 条 会議は、事務局が招集する。

(その他)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、第 2 条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。なお、複数の総合振興局等に跨る広域的な連携が必要な場合等は、関係する連携会議の合同会議に諮るものとする。

附 則 この規約は、平成 14 年 1 月 31 日から施行する。
この規約は、平成 18 年 5 月 15 日から施行する。
この規約は、平成 20 年 6 月 30 日から施行する。
この規約は、平成 20 年 7 月 4 日から施行する。
この規約は、平成 22 年 7 月 6 日から施行する。

別表1

「空知地域づくり連携会議」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	夕 張 市 長	
	岩 見 沢 市 長	
	美 唄 市 長	
	芦 別 市 長	
	赤 平 市 長	
	三 笠 市 長	
	滝 川 市 長	
	砂 川 市 長	
	歌 志 内 市 長	
	深 川 市 長	
	南 幌 町 長	
	奈 井 江 町 長	
	上 砂 川 町 長	
	由 仁 町 長	
	長 沼 町 長	
	栗 山 町 長	
	月 形 町 長	
	浦 白 町 長	
	新 十 津 川 町 長	
	妹 背 牛 町 長	
秩 父 別 町 長		
雨 竜 町 長		
北 竜 町 長		
沼 田 町 長		
北海道開発局(開発建設部)	札幌開発建設部長	
北海道	空知総合振興局長	

別表 2

「道央地域づくり連携会議・合同会議」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	札幌市長	政令指定都市
	室蘭市長	室蘭地方総合開発期成会会長
	岩見沢市長	空知地方総合開発期成会会長
	苫小牧市長	苫小牧地方総合開発期成会会長
	千歳市長	石狩地方開発促進期成会会長
	蘭越町長	後志総合開発期成会会長
	新ひだか町長	日高総合開発期成会会長
北海道開発局(開発建設部)	札幌開発建設部長	
	小樽開発建設部長	
	室蘭開発建設部長	
北海道	石狩振興局長	
	後志総合振興局長	
	空知総合振興局長	
	胆振総合振興局長	
	日高振興局長	

別表3

「空知地域づくり連携会議【北空知ブロック】」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	深 川 市 長	
	妹 背 牛 町 長	
	秩 父 別 町 長	
	北 竜 町 長	
	沼 田 町 長	
北海道開発局(開発建設部)	札幌開発建設部長	
北海道	空知総合振興局長	

「空知地域づくり連携会議【中空知ブロック】」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	芦 別 市 長	
	赤 平 市 長	
	滝 川 市 長	
	砂 川 市 長	
	歌 志 内 市 長	
	奈 井 江 町 長	
	上 砂 川 町 長	
	浦 白 町 長	
	新 十 津 川 町 長	
	雨 竜 町 長	
北海道開発局(開発建設部)	札幌開発建設部長	
北海道	空知総合振興局長	

「空知地域づくり連携会議【南空知ブロック】」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	夕 張 市 長	
	岩 見 沢 市 長	
	美 唄 市 長	
	三 笠 市 長	
	南 幌 町 長	
	由 仁 町 長	
	長 沼 町 長	
	栗 山 町 長	
	月 形 町 長	
北海道開発局(開発建設部)	札幌開発建設部長	
北海道	空知総合振興局長	

別表4

「空知地域づくり連携会議幹事会」構成員名簿

区 分	構 成 員		備考
市町村	夕 張 市	企 画 担 当 課 長 等	
	岩 見 沢 市	企 画 担 当 課 長 等	
	美 唄 市	企 画 担 当 課 長 等	
	芦 別 市	企 画 担 当 課 長 等	
	赤 平 市	企 画 担 当 課 長 等	
	三 笠 市	企 画 担 当 課 長 等	
	滝 川 市	企 画 担 当 課 長 等	
	砂 川 市	企 画 担 当 課 長 等	
	歌 志 内 市	企 画 担 当 課 長 等	
	深 川 市	企 画 担 当 課 長 等	
	南 幌 町	企 画 担 当 課 長 等	
	奈 井 江 町	企 画 担 当 課 長 等	
	上 砂 川 町	企 画 担 当 課 長 等	
	由 仁 町	企 画 担 当 課 長 等	
	長 沼 町	企 画 担 当 課 長 等	
	栗 山 町	企 画 担 当 課 長 等	
	月 形 町	企 画 担 当 課 長 等	
	浦 臼 町	企 画 担 当 課 長 等	
	新 十 津 川 町	企 画 担 当 課 長 等	
	妹 背 牛 町	企 画 担 当 課 長 等	
秩 父 別 町	企 画 担 当 課 長 等		
雨 竜 町	企 画 担 当 課 長 等		
北 竜 町	企 画 担 当 課 長 等		
沼 田 町	企 画 担 当 課 長 等		
北海道開発局(開発建設部)	札幌開発建設部	地 域 振 興 対 策 室 長	
北海道	空知総合振興局	地 域 政 策 部 地 域 政 策 課 長	

【有識者、民間団体関係者等】

平成24年度空知地域づくり連携会議 参加者

職 名	氏 名	備 考
きたそらち農業協同組合代表理事組合長	早 崎 優 美	
深川商工会議所副会頭	廣 野 勝 利	
秩父別町観光協会会長	寺 迫 公 裕	
たきかわ農業協同組合代表理事組合長	工 藤 正 光	
滝川商工会議所会頭	渡 邊 恭 久	
一般社団法人たきかわ観光協会会長	岩 村 征 一	
いわみざわ農業協同組合代表理事組合長	村 木 秀 雄	
岩見沢商工会議所会頭	五十嵐 閣	
岩見沢市観光協会会長	奈 良 健 二	

石狩地域づくり連携会議及び道央地域づくり連携会議・合同会議設置規約

(名称)

第1条 石狩振興局所管区域に設置する会議の名称は、石狩地域づくり連携会議（以下「連携会議」という。）とし、道央広域連携地域に設置する会議の名称は、道央地域づくり連携会議・合同会議（以下「合同会議」という。）とする。

(目的)

第2条 連携会議及び合同会議は、北海道が全国に先行して進む人口減少や高齢化等により、地域の活力低下や産業の低迷が懸念されるなど地域を取り巻く環境が厳しさを増す中、地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画及び新・北海道総合計画がスタートすることに伴い、魅力と活力ある地域社会の形成に向け、国、道、市町村などの地域の多様な主体が、地域の将来像を共有し、その実現に向けて、適切な役割分担の下、地域づくりの方向を共有して多様な連携・協働の取組を推進することを目的とする。

(議題)

第3条 連携会議及び合同会議の議題は次のとおりとする。なお、合同会議においては、連携会議の検討を踏まえた広域的な観点からの検討や全体調整等を行う。

- (1) 地域の直面する課題に関すること
- (2) 地域づくりの方向に関すること
- (3) 社会資本整備における重点化に関すること
- (4) その他、地域づくりのために必要な事項に関すること

(構成員等)

第4条 連携会議の構成員は、別表1のとおりとし、有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

2 合同会議の構成員は、別表2のとおりとし、連携会議の他の構成員や有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

(幹事会)

第5条 連携会議に幹事会を置き、必要に応じて開催する。

2 幹事会の構成は、別表3のとおりとする。

(事務局)

第6条 連携会議及び合同会議にそれぞれ事務局を置く。

2 連携会議の事務局の庶務は、札幌開発建設部及び石狩振興局が共同で処理する。

3 合同会議の事務局は、関係する開発建設部及び総合振興局・振興局(以下「総合振興局等」という)の協議により、担当する開発建設部及び総合振興局等を決定し、共同で庶務を処理する。

(会議の招集)

第7条 会議は、事務局が招集する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、第2条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。なお、複数総合振興局等に跨る広域的な連携が必要な場合等は、関係する連携会議の合同会議に諮るものとする。

附 則 この規約は、平成14年 2月22日から施行する。

この規約は、平成16年11月12日から施行する。

この規約は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成20年 6月23日から施行する。

この規約は、平成20年 7月 4日から施行する。

この規約は、平成22年 6月30日から施行する

別表1

「石狩地域づくり連携会議」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	札幌市長	
	江別市長	
	千歳市長	
	恵庭市長	
	北広島市長	
	石狩市長	
	当別町長	
	新篠津村長	
北海道開発局(開発建設部)	札幌開発建設部長	
北海道	石狩振興局長	

別表 2

「道央地域づくり連携会議・合同会議」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	札幌市長	政令指定都市
	室蘭市長	室蘭地方総合開発期成会会長
	岩見沢市長	空知地方総合開発期成会会長
	苫小牧市長	苫小牧地方総合開発期成会会長
	千歳市長	石狩地方開発促進期成会会長
	蘭越町長	後志総合開発期成会会長
	新ひだか町長	日高総合開発期成会会長
北海道開発局(開発建設部)	札幌開発建設部長	
	小樽開発建設部長	
	室蘭開発建設部長	
北海道	後志総合振興局長	
	空知総合振興局長	
	石狩振興局長	
	胆振総合振興局長	
	日高振興局長	

別表3

「石狩地域づくり連携会議幹事会」構成員名簿

区 分	構 成 員		備 考
市町村	札幌市	企画担当課長等	
	江別市	企画担当課長等	
	千歳市	企画担当課長等	
	恵庭市	企画担当課長等	
	北広島市	企画担当課長等	
	石狩市	企画担当課長等	
	当別町	企画担当課長等	
	新篠津村	企画担当課長等	
北海道開発局(開発建設部)	札幌開発建設部	地域振興対策室長	
北海道	石狩振興局	地域政策部地域政策課長	
		地域政策部住幹(社会資本)	

【有識者、民間団体関係者等】

平成24年度石狩地域づくり連携会議 参加者

職 名	氏 名	備 考
石狩管内農協組合長会会長	松尾道義	
北海道観光振興機構専務理事	北山憲武	
石狩地区森林組合振興会会長	我満嘉明	
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 建築研究本部北方建築総合研究所主査	松村博文	
株式会社K I T A B A代表取締役社長	酒本宏	

後志地域づくり連携会議及び道央地域づくり連携会議・合同会議設置規約

(名称)

第1条 後志総合振興局所管区域に設置する会議の名称は、後志地域づくり連携会議（以下「連携会議」という。）とし、道央広域連携地域に設置する会議の名称は、道央地域づくり連携会議・合同会議（以下「合同会議」という。）とする。

(目的)

第2条 連携会議及び合同会議は、北海道が全国に先行して進む人口減少や高齢化等により、地域の活力低下や産業の低迷が懸念されるなど地域を取り巻く環境が厳しさを増す中、地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画及び新・北海道総合計画がスタートすることに伴い、魅力と活力ある地域社会の形成に向け、国、道、市町村などの地域の多様な主体が、地域の将来像を共有し、その実現に向けて、適切な役割分担の下、地域づくりの方向を共有して多様な連携・協働の取組を推進することを目的とする。

(議題)

第3条 連携会議及び合同会議の議題は次のとおりとする。なお、合同会議においては、連携会議の検討を踏まえた広域的な観点からの検討や全体調整等を行う。

- (1) 地域の直面する課題に関すること
- (2) 地域づくりの方向に関すること
- (3) 社会資本整備における重点化に関すること
- (4) その他、地域づくりのために必要な事項に関すること

(構成員等)

第4条 連携会議の構成員は、別表1のとおりとし、有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

2 合同会議の構成員は、別表2のとおりとし、連携会議の他の構成員や有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

3 連携会議には、次に掲げるブロック会議を置く。

- (1) 日本海南部ブロック会議
- (2) 北後志ブロック会議
- (3) 羊蹄周辺ブロック会議

4 ブロック会議の構成員は、別表3のとおりとし、有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

5 連携会議には、テーマ別会議を置くことができる。会議の構成員及び運営に関する事項は、テーマに応じて定めるものとする。

(幹事会)

第 5 条 連携会議及びブロック会議に幹事会を置き、必要に応じて開催する。

2 幹事会は、連携会議及びブロック会議に関し、必要な検討を行い、連携会議及びブロック会議を補佐する。

3 幹事会の構成は、別表 4 のとおりとする。

(事務局)

第 6 条 連携会議、合同会議及びブロック会議に事務局を置く。

2 連携会議及びブロック会議の事務局の庶務は、小樽開発建設部及び後志総合振興局が共同で処理する。

3 合同会議の事務局は、関係する開発建設部及び総合振興局・振興局の協議により、担当する開発建設部及び総合振興局・振興局を決定し、共同で庶務を処理する。

(会議の招集)

第 7 条 会議は、事務局が招集する。

(その他)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、第 2 条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。なお、複数総合振興局・振興局に跨る広域的な連携が必要な場合等は、関係する連携会議の合同会議に諮るものとする。

附 則 この規約は、平成 14 年 1 月 25 日から施行する。
この規約は、平成 16 年 5 月 20 日から施行する。
この規約は、平成 20 年 7 月 18 日から施行する。
この規約は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1

「後志地域づくり連携会議」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	小 樽 市 長	
	島 牧 村 長	
	寿 都 町 長	
	黒 松 内 町 長	
	蘭 越 町 長	
	二 せ こ 町 長	
	真 狩 村 長	
	留 寿 都 村 長	
	喜 茂 別 町 長	
	京 極 町 長	
	倶 知 安 町 長	
	共 和 町 長	
	岩 内 町 長	
	泊 村 長	
	神 恵 内 村 長	
	積 丹 町 長	
	古 平 町 長	
	仁 木 町 長	
	余 市 町 長	
赤 井 川 村 長		
北海道開発局(開発建設部)	小樽開発建設部長	
北海道	後志総合振興局長	

別表 2

「道央地域づくり連携会議・合同会議」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	札幌市長	政令指定都市
	室蘭市長	室蘭地方総合開発期成会会長
	岩見沢市長	空知地方総合開発期成会会長
	苫小牧市長	苫小牧地方総合開発期成会会長
	千歳市長	石狩地方開発促進期成会会長
	蘭越町長	後志総合開発期成会会長
	新ひだか町長	日高総合開発期成会会長
北海道開発局(開発建設部)	札幌開発建設部長	
	小樽開発建設部長	
	室蘭開発建設部長	
北海道	石狩振興局長	
	後志総合振興局長	
	空知総合振興局長	
	胆振総合振興局長	
	日高振興局長	

別表3

「後志地域づくり連携会議【日本海南部ブロック】」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	島 牧 村 長	
	寿 都 町 長	
	黒 松 内 町 長	
	共 和 町 長	
	岩 内 町 長	
	泊 村 長	
	神 恵 内 村 長	
北海道開発局(開発建設部)	小樽開発建設部長	
北海道	後志総合振興局長	

「後志地域づくり連携会議【北後志ブロック】」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	小 樽 市 長	
	積 丹 町 長	
	古 平 町 長	
	仁 木 町 長	
	余 市 町 長	
	赤 井 川 村 長	
北海道開発局(開発建設部)	小樽開発建設部長	
北海道	後志総合振興局長	

「後志地域づくり連携会議【羊蹄周辺ブロック】」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	蘭 越 町 長	
	二 せ こ 町 長	
	真 狩 村 長	
	留 寿 都 村 長	
	喜 茂 別 町 長	
	京 極 町 長	
	俱 知 安 町 長	
北海道開発局(開発建設部)	小樽開発建設部長	
北海道	後志総合振興局長	

別表 4

「後志地域づくり連携会議幹事会」構成員名簿

区 分	構 成 員		備考
市町村	小 樽 市	企 画 担 当 課 長 等	
	島 牧 村	企 画 担 当 課 長 等	
	寿 都 町	企 画 担 当 課 長 等	
	黒 松 内 町	企 画 担 当 課 長 等	
	蘭 越 町	企 画 担 当 課 長 等	
	二 七 口 町	企 画 担 当 課 長 等	
	真 狩 村	企 画 担 当 課 長 等	
	留 寿 都 村	企 画 担 当 課 長 等	
	喜 茂 別 町	企 画 担 当 課 長 等	
	京 極 町	企 画 担 当 課 長 等	
	倶 知 安 町	企 画 担 当 課 長 等	
	共 和 町	企 画 担 当 課 長 等	
	岩 内 町	企 画 担 当 課 長 等	
	泊 村	企 画 担 当 課 長 等	
	神 恵 内 村	企 画 担 当 課 長 等	
	積 丹 町	企 画 担 当 課 長 等	
	古 平 町	企 画 担 当 課 長 等	
	仁 木 町	企 画 担 当 課 長 等	
	余 市 町	企 画 担 当 課 長 等	
	赤 井 川 村	企 画 担 当 課 長 等	
	後 志 町 村 会	事 務 局 長	
北海道開発局(開発建設部)	小樽開発建設部	次 長 (河 川 道 路)	
		次 長 (港 湾 農 業 水 産)	
		地 域 振 興 対 策 室 長	
北海道	後志総合振興局	地 域 政 策 部 長	
		産 業 振 興 部 長	
		地 域 政 策 部 地 域 政 策 課 長	
		小樽建設管理課事業室地域調整課長	

【有識者、民間団体関係者等】

平成24年度後志地域づくり連携会議 参加者

職 名	氏 名	備 考
きょうわ農業協同組合代表理事組合長	石 田 吉 光	
寿都町漁業協同組合代表理事組合長	佐 藤 誠	
南しりべし森林組合代表理事組合長	今 村 繁 藏	
岩内商工会議所会頭	辻 庄 嗣	
新おたる農業協同組合代表理事組合長	山 田 裕 二	
小樽商工会議所専務理事	山 崎 範 夫	
社団法人小樽観光協会会長	谷 口 美津江	
ようてい農業協同組合代表理事組合長	八 田 米 造	
ようてい森林組合代表理事組合長	船 場 實	
倶知安商工会議所副会頭	阿 部 和 則	
株式会社ニセコリゾート観光協会代表取締役	中 島 日出男	

胆振地域づくり連携会議及び道央地域づくり連携会議・合同会議設置規約

(名称)

第1条 胆振総合振興局所管区域に設置する会議の名称は、胆振地域づくり連携会議（以下、「連携会議」という。）とし、道央広域連携地域に設置する会議の名称は、道央地域づくり連携会議・合同会議（以下「合同会議」という。）とする。

(目的)

第2条 連携会議及び合同会議は、北海道が全国に先行して進む人口減少や高齢化等により、地域の活力低下や産業の低迷が懸念されるなど地域を取り巻く環境が厳しさを増す中、新たな北海道総合開発計画及び新・北海道総合計画がスタートすることに伴い、魅力と活力ある地域社会の形成に向け、国、道、市町村などの地域の多様な主体が、地域の将来像を共有し、その実現に向けて、適切な役割分担の下、地域づくりの方向を共有して多様な連携・協働の取組を推進することを目的とする。

(議題)

第3条 連携会議及び合同会議の議題は次のとおりとする。なお、合同会議においては、連携会議の検討を踏まえた広域的な観点からの検討や全体調整等を行う。

- (1) 地域の直面する課題に関すること
- (2) 地域づくりの方向に関すること
- (3) 社会資本整備における重点化に関すること
- (4) その他、地域づくりのために必要な事項に関すること

(構成員等)

第4条 連携会議の構成員は、別表1のとおりとし、有識者、民間団体の関係者等を出席させることができるものとする。

2 合同会議の構成員は、別表2のとおりとし、連携会議の他の構成員や有識者、民間団体の関係者等を出席させることができるものとする。

3 連携会議には、次に掲げるブロック会議を置く。

- (1) 西胆振ブロック会議
- (2) 東胆振ブロック会議

4 ブロック会議の構成員は、別表3のとおりとし、有識者、民間団体の関係者等を出席させることができるものとする。

(幹事会)

第5条 連携会議の円滑な運営を行うために、連携会議及びブロック会議に、幹事会を置くものとする。

- 2 幹事会は、連携会議及びブロック会議の議題に関し、検討、調整を行う必要がある場合、事務局が招集するものとする。
- 3 幹事会の構成員は、連携会議及びブロック会議を構成する機関の企画担当課（室）長とする。

（事務局）

第6条 連携会議、合同会議及びブロック会議に事務局を置く。

- 2 連携会議及びブロック会議の事務局の庶務は、室蘭開発建設部及び胆振総合振興局が共同で処理する。
- 3 合同会議の事務局は、関係する開発建設部及び総合振興局・振興局（以下「総合振興局等」という。）の協議により、担当する開発建設部及び総合振興局等を決定し、共同で庶務を処理する。

（会議の招集）

第7条 会議は、事務局が招集する。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、第2条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。なお、複数の総合振興局等に跨る広域的な連携が必要な場合等は、関係する連携会議の合同会議に諮るものとする。

附 則 この規約は、平成14年 2月 6日から施行する。
この規約は、平成17年 5月 8日から施行する。
この規約は、平成18年 8月 2日から施行する。
この規約は、平成20年 6月19日から施行する。
この規約は、平成22年 6月30日から施行する。

別表 1

「胆振地域づくり連携会議」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	室 蘭 市 長	
	苫 小 牧 市 長	
	登 別 市 長	
	伊 達 市 長	
	豊 浦 町 長	
	壮 瞥 町 長	
	白 老 町 長	
	厚 真 町 長	
	洞 爺 湖 町 長	
	安 平 町 長	
	む か わ 町 長	
北海道開発局(開発建設部)	室蘭開発建設部長	
北海道	胆振総合振興局長	

別表 2

「道央地域づくり連携会議・合同会議」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	札幌市長	政令指定都市
	室蘭市長	室蘭地方総合開発期成会会長
	岩見沢市長	空知地方総合開発期成会会長
	苫小牧市長	苫小牧地方総合開発期成会会長
	千歳市長	石狩地方開発促進期成会会長
	蘭越町長	後志総合開発期成会会長
	新ひだか町長	日高総合開発期成会会長
北海道開発局(開発建設部)	札幌開発建設部長	
	小樽開発建設部長	
	室蘭開発建設部長	
北海道	石狩振興局長	
	後志総合振興局長	
	空知総合振興局長	
	胆振総合振興局長	
	日高振興局長	

別表3

「胆振地域づくり連携会議【西胆振ブロック】」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	室 蘭 市 長	
	登 別 市 長	
	伊 達 市 長	
	豊 浦 町 長	
	壮 警 町 長	
	洞 爺 湖 町 長	
北海道開発局(開発建設部)	室蘭開発建設部長	
北海道	胆振総合振興局長	

「胆振地域づくり連携会議【東胆振ブロック】」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	苫 小 牧 市 長	
	白 老 町 長	
	厚 真 町 長	
	安 平 町 長	
	む か わ 町 長	
北海道開発局(開発建設部)	室蘭開発建設部長	
北海道	胆振総合振興局長	

【有識者、民間団体関係者等】

平成24年度胆振地域づくり連携会議 参加者

職 名	氏 名	備 考
一般社団法人室蘭観光協会会長	平 武 彦	
社団法人室蘭地区トラック協会会長	石 見 國 雄	
伊達市農業協同組合常勤理事兼参事	毛 利 元 幸	
胆振西部森林組合代表理事組合長	小 出 理 吉	
特定非営利活動法人羅針盤理事長	白 川 皓 一	
苫小牧商工会議所専務理事	大 野 英 士	
一般社団法人苫小牧観光協会会長	福 原 次 郎	
とまこまい広域農業協同組合代表理事組合長	菊 地 弘	
苫小牧漁業協同組合専務理事	安 田 有 造	
苫小牧広域森林組合代表理事組合長	小 坂 利 政	

日高地域づくり連携会議及び道央地域づくり連携会議・合同会議設置規約

(名称)

第1条 日高振興局所管区域に設置する会議の名称は、日高地域づくり連携会議（以下「連携会議」という。）とし、道央広域連携地域に設置する会議の名称は、道央地域づくり連携会議・合同会議（以下「合同会議」という。）とする。

(目的)

第2条 連携会議及び合同会議は、北海道が全国に先行して進む人口減少や高齢化等により、地域の活力低下や産業の低迷が懸念されるなど地域を取り巻く環境が厳しさを増す中、地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画及び新・北海道総合計画がスタートすることに伴い、魅力と活力ある地域社会の形成に向け、国、道、市町村などの地域の多様な主体が、地域の将来像を共有し、その実現に向けて、適切な役割分担の下、地域づくりの方向を共有して多様な連携・協働の取組を推進することを目的とする。

(議題)

第3条 連携会議及び合同会議の議題は次のとおりとする。なお、合同会議においては、連携会議の検討を踏まえた広域的な観点からの検討や全体調整等を行う。

- (1) 地域の直面する課題に関すること
- (2) 地域づくりの方向に関すること
- (3) 社会資本整備における重点化に関すること
- (4) その他、地域づくりのために必要な事項に関すること

(構成員等)

第4条 連携会議の構成員は、別表1のとおりとし、有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

2 合同会議の構成員は、別表2のとおりとし、連携会議の他の構成員や有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

(事務局)

第5条 連携会議及び合同会議に事務局を置く。

2 連携会議の事務局の庶務は、室蘭開発建設部及び日高振興局が共同で処理する。

3 合同会議の事務局は、関係する開発建設部及び総合振興局・振興局の協議により、担当する開発建設部及び総合振興局・振興局を決定し、共同で庶務を処理する。

(会議の招集)

第6条 会議は、事務局が招集する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、第2条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。なお、複数の総合振興局・振興局に跨る広域的な連携が必要な場合等は、関係する連携会議の合同会議に諮るものとする。

附 則 この規約は、平成14年 2月 5日から施行する。
この規約は、平成18年 7月25日から施行する。
この規約は、平成20年 7月14日から施行する。
この規約は、平成20年10月20日から施行する。
この規約は、平成22年 6月29日から施行する。

別表1

「日高地域づくり連携会議」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	日 高 町 長	
	平 取 町 長	
	新 冠 町 長	
	浦 河 町 長	
	様 似 町 長	
	え り も 町 長	
	新 ひ だ か 町 長	
北海道開発局(開発建設部)	室蘭開発建設部長	
北海道	日高振興局長	

別表 2

「道央地域づくり連携会議・合同会議」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	札幌市長	政令指定都市
	室蘭市長	室蘭地方総合開発期成会会長
	岩見沢市長	空知地方総合開発期成会会長
	苫小牧市長	苫小牧地方総合開発期成会会長
	千歳市長	石狩地方開発促進既成会会長
	蘭越町長	後志総合開発期成会会長
	新ひだか町長	日高総合開発期成会会長
北海道開発局(開発建設部)	札幌開発建設部長	
	小樽開発建設部長	
	室蘭開発建設部長	
北海道	石狩振興局長	
	後志総合振興局長	
	空知総合振興局長	
	胆振総合振興局長	
	日高振興局長	

【有識者、民間団体関係者等】

平成24年度日高地域づくり連携会議 参加者

職 名	氏 名	備 考
北海道日高管内商工会連合会会長	會 澤 實	
浦河商工会議所会頭	小 林 亮 夫	
日高生産農業協同組合連合会代表理事会長	片 岡 禹 雄	
日高地区森林組合振興会会長	小 原 庸 行	
日高管内漁業協同組合長会会長	平 野 正 男	
日高建設協会会長	上 田 正 則	
日高管内観光連盟会長	細 川 好 弘	
日高医師会会長	小 松 幹 志	

5 主な特定分野別計画一覧

平成25年2月末現在

連携地域別政策展開方針は、新・北海道総合計画の推進の手立ての一つとして、地域の特性や特色に応じて、地域に根ざした政策を展開するため、連携地域ごとに市町村や民間の方々などの参画を得て、振興局が主体的に策定するものであり、産業、保健・医療・福祉、環境、教育などの分野ごとの政策を推進する特定分野別計画と相まって、地域に根ざした政策を展開します。

「政策の柱」は、新・北海道総合計画第3章「政策展開の基本方向」における区分(ただし、「6 その他」は除く)
計画名の欄内の年度の表示は、策定又は改定予定時期(「 H24年度中」平成24年度中に策定又は改定を予定している計画)

1 強みと可能性を生かした力強い経済・産業

< 政策の柱 >

民間需要に支えられた力強い経済の構築

厚みのある地域経済の形成

北海道産業のグローバルな展開

総合政策部		
北海道国際化推進指針	H23～27 (5年)	北海道らしさを活かした国際化の基本方針や重点化の視点を示し、道の各分野にわたる国際化関連施策を重点的、機動的に展開するために策定
新・北海道知的財産戦略推進方策	H23～29 (7年)	道における知的創造サイクルを確立し、新技術・新産業の創出を図るため、道の知的財産に関する施策の展開方向を示したものの
産消協働推進方策	H17～26 (10年)	「産消協働道民宣言」に基づく道民運動を展開していくため、道として総合的・計画的に推進していくことを目的として策定
経済部		
ほっかいどう産業振興ビジョン	H23～26 (4年)	本道経済活性化のための産業振興施策の推進に当たって新たな道すじを示すものとして、重点的かつ集中的に取り組むべき方向性と施策を示すため策定
北海道ものづくり産業振興指針	H18～29 (概ね10年)	ものづくり産業の振興・発展を図るため、中長期的視点に立って、本道ものづくり産業の目指す姿や振興方策を明らかにした指針
北海道サービス産業振興方針	H20～ (概ね5年)	地域を含む全道の経済や雇用を支えるサービス産業の持続的な発展を図るため、今後5年程度を見据え、サービス産業のめざす姿や振興方向を明らかにした方針
北海道小売商業振興方策	-	中長期的な観点から、本道の小売商業の振興を図るため、基本的な考え方を取りまとめたもの
北海道卸売市場整備計画(第9次)	H23～27 (5年)	国の卸売市場整備基本方針に即し、道の社会経済情勢の変化に対応した卸売市場の計画的な整備、市場取引の改善・合理化等を推進することを目的として策定
海外との経済交流推進方策 H24年度中	H25～29 (5年)	国内外の経済環境の変化に的確に対応し、本道経済の一層の国際化を図るための推進方策を策定
北海道バイオ産業振興方針	-	本道におけるバイオ産業の一層の振興を図るため、バイオ産業の振興に取り組む基本的な方向や当面の取り組み方針を取りまとめ策定
北海道観光のくにつくり行動計画 H25年度中	H25～29 (5年)	観光にかかわるすべての者が連携・協働し、知恵を出し合いながら、観光振興に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画
北海道外客来訪促進計画 H25年度中	H25～29 (5年)	「外客旅行容易化法」、「北海道観光のくにつくり条例」、「同行動計画」の趣旨等を踏まえて、国際観光を総合的、計画的に推進するための計画

農政部

北海道農業・農村ビジョン21	H16～25 (10年)	道農業・農村の持続的な発展に向け、「食」、「環境」、「人」、「地域」という、これまでとは違った視点に立って、北海道の農業・農村の将来像とその実現に向けた取組の基本方向を明らかにした道内農業関係者共通の指針として策定
第4期北海道農業・農村振興推進計画	H23～27 (5年)	道の農業・農村を取り巻く情勢の変化や課題に的確に対応し、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道農業・農村振興条例」に基づき策定
北海道食の安全・安心基本計画 (第2次)	H21～25 (5年)	食の安全・安心に関する施策を総合的に推進するために、北海道食の安全・安心条例の条項に沿った中期的な施策の目標や内容を明らかにした計画

水産林務部

北海道水産業・漁村振興推進計画 (第3期) H24年度中	H25～29 (5年)	北海道水産業・漁村振興条例の目的を実現するために、水産業・漁村の振興に関する中長期的な施策の基本的な事項及び漁業生産の目標を示す計画
北海道森林づくり基本計画 H24年度中	H25～34 (10年)	北海道森林づくり条例の目的を実現するために、森林づくりに関する長期的な目標及び施策の基本的事項を示す計画

建設部

北海道建設産業支援プラン2013(仮称) H24年度中	H25～29 (5年)	建設産業が様々な変化に柔軟に対応し持続・発展を遂げ、地域の経済・雇用を支えるとともに、地域の安全・安心を担い、地域と連携して活力ある地域づくりに大きな役割を果たしていけるよう、建設産業の進むべき方向性と道としての支援施策を示すもの
北海道住生活基本計画	H23～32 (10年)	「住生活基本法」に基づく都道府県計画、北海道における住宅政策の基本として策定した、住まい手・住宅関連事業者・行政の住まいづくりのガイドラインとなる計画

< 政策の柱 >

将来に希望を持って働ける環境整備

経済部

北海道雇用創出基本計画	H24～27 (4年)	雇用創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定
-------------	----------------	-------------------------------

2 安いで心豊かな北海道ライフスタイル

< 政策の柱 >

人口減少・高齢化に対応した社会の構築

安心な暮らしを支える医療と保健・福祉の推進

保健福祉部

新・北海道保健医療福祉計画	H20～29 (概ね10年)	保健・福祉・医療を取り巻く社会情勢が大きく変改している中、道民に確かな「安心」を提供するため、道がリーダーシップを発揮し、主導的かつ計画的に保健・医療・福祉に関する取組を推進していくこととし、道民や民間団体など多様な主体の参加を得ながら、進むべき方向を明確にするための計画
第二期北の大地 子ども未来づくり北海道計画	H22～26 (5年)	安心して子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境や若者の自立をしっかりと支えることができる環境を整備し、子どもの未来に夢や希望が持てる活力ある北海道をめざして、社会全体で少子化対策を総合的、計画的に推進するための計画
北海道医療計画	H20～29 (概ね10年)	道民の医療に対する安心、信頼を確保するため、医療計画を通じて、住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的・継続的に提供する体制を確保するための計画
北海道健康増進計画～すこやか北海道21～ H24年度中	H25～34 (10年)	「健康寿命の延伸」をめざし、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD(慢性閉塞性肺疾患)、こころの健康、次世代の健康、高齢者の健康、健康づくりを支える社会環境の整備、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒、歯・口腔の14領域における生活習慣の改善や、健診等での早期発見・早期治療による生活習慣病の予防に取り組み、道民の健康づくりを推進するための計画

北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(第5期)	H24～26 (3年)	高齢者の状態や希望に応じて適切なサービスを総合的かつ効率的に提供するとともに、できるだけ住み慣れた地域や家庭で継続した生活が送れるよう、市町村等と連携して必要なサービスを確保するための方策等を示す高齢者施策全般にわたる総合的な計画
第2期北海道障がい者基本計画 H24年度中	H25～34 (10年)	「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本的な目標とし、障がい者施策の基本的な方向と主要施策を示す、障害者基本法に基づき(都道府県障害者計画(基本計画))
第3期北海道障がい福祉計画	H24～26 (3年)	希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現に向け、地域生活への移行や就労支援の強化など、障がいのある人を主役とした支援体制や仕組みづくりを推進するための計画
建設部		
北海道景観形成ビジョン	H20～29 (10年)	北海道景観条例に基づき、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための構想
北海道景観計画	-	景観法の規定に基づき、景観計画区域内における良好な景観を形成するために必要な事項を定めた計画
北海道公共事業景観形成指針	-	優れた自然、歴史及び文化等の地域の特性を生かし、かつ、時の経過とともに歴史的な価値を増す施設の整備を図るため、道が実施する公共施設の建設その他の公共事業における景観づくりのための基本的な考え方や方向性を定めた指針
北海道都市計画マスタープラン	-	道の都市の現状と都市計画の抱える課題を踏まえ、今後の都市の将来像や都市計画のあり方等について目指すべき方向性を示し「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めていく際の道筋を示すもの
北海道住生活基本計画(再掲)	H23～32 (10年)	「住生活基本法」に基づき(都道府県計画、北海道における住宅政策の基本として策定した、住まい手・住宅関連事業者・行政の住まいづくりのガイドラインとなる計画)

< 政策の柱 >

安全・安心な生活の確保

総務部		
北海道地域防災計画	-	予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり防災関係各機関が、道民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、災害対策基本法の規定に基づき作成した計画
北海道国民保護計画	-	武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護法に基づき定めた計画
環境生活部		
北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進方策	-	犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けて、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例に基づき、道や市町村、道民等が取り組む防犯活動の手段や方法を体系的に整理し、重点的な取組を計画的、総合的に推進するため策定
第二次北海道犯罪被害者等支援基本計画	H23～27 (5年)	犯罪被害者等基本法及び国の犯罪被害者等基本計画を踏まえ、道として5つの重点課題を設定し、107の具体的施策により、犯罪被害者等の権利利益の保護と適切な支援を推進するため策定
第9次北海道交通安全計画	H23～27 (5年)	人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な諸施策を積極的に推進するための大綱を定めた計画
北海道消費生活基本計画	H22～25 (4年)	道民の消費生活に関する施策についての基本的な方針や、道民の消費生活に関し、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策、その他必要な事項を定めた計画
保健福祉部		
新・北海道保健医療福祉計画(再掲)	H20～29 (概ね10年)	保健・福祉・医療を取り巻く社会情勢が大きく変改している中、道民に確かな「安心」を提供するため、道がリーダーシップを発揮し、主導的かつ計画的に保健・医療・福祉に関する取組を推進していくこととし、道民や民間団体など多様な主体の参加を得ながら、進むべき方向を明確にするための計画
農政部		
北海道食の安全・安心基本計画(第2次)(再掲)	H21～25 (5年)	食の安全・安心に関する施策を総合的に推進するために、北海道食の安全・安心条例の条項に沿った中期的な施策の目標や内容を明らかにした計画
建設部		
北海道耐震改修促進計画	H18～27 (10年)	建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき、道の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画

< 政策の柱 >

多様なライフスタイルの選択を可能にする社会の構築

総務部		
第7期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画 H25年度中	H20～H24	「北方領土問題等の解決の促進のためめの特別措置に関する法律」に基づいて作成したものであり、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策の大綱を示した計画
総合政策部		
北海道国際化推進指針(再掲)	H23～27 (5年)	北海道らしさを活かした国際化の基本方針や重点化の視点を示し、道の各分野にわたる国際化関連施策を重点的、機動的に展開するために策定した指針
環境生活部		
北海道人権施策推進基本方針	-	道政のあらゆる分野で人権に配慮した施策の積極的な推進に努め、真に人権が尊重される北海道づくり取り組むための指針
第2次北海道男女平等参画基本計画	H20～29 (概ね10年)	北海道男女平等参画推進条例の基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進するために必要な事項を明らかにした計画
第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画	H21～25 (5年)	配偶者からの暴力被害者に対する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定
アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画	-	今後の道におけるアイヌ文化の振興と理解の促進のための基本的方向と必要な施策を示した計画
アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(第2次)	H21～27 (7年)	アイヌの人たちの自立を促進する関連施策の総合的・効果的な推進を図るため、今後の基本的方向と推進施策を示したもの
北海道文化振興指針	-	文化振興に対する道の姿勢や役割を明らかにするとともに、道の文化行政の基本となる事項を定めた北海道文化振興条例に基づき、道が行う文化振興施策の基本的な方向を明らかにした指針
北海道スポーツ推進計画(仮称) H24年度中	H25～29 (5年)	スポーツ王国北海道の実現のため、道、市町村、民間・団体が連携し、総合的にスポーツ振興を推進するための方向を示す計画
経済部		
北海道グリーン・ツーリズム推進指針	-	グリーン・ツーリズムの意義や取組みに当たった基本的な方向などを明らかにするとともに、農業者や地域住民の主体的な活動を基本としながら、関係団体、市町村、道などがそれぞれの役割を認識し、地域が一体となって、北海道の自然が育んだ農業・農村の特性を十分生かしたグリーン・ツーリズムに持続的に取り組んでいくことを目的として策定
北海道アウトドア活動振興推進計画 H25年度中	H25～29 (5年)	豊かな北海道を将来の世代に引き継ぐとともに、アウトドア活動の持っている可能性を最大限に生かした地域づくりを進めるため、アウトドア活動の振興の基本的な方向を示す計画
教育庁		
北海道教育推進計画	H20～29 (概ね10年)	教育の基本的な理念や目標を実現するための個別・具体的な教育施策や取組を体系的に整理し、20年度以降における北海道がめざす教育の全体像を示す計画
第2次北海道生涯学習推進基本構想	H17～26 (概ね10年)	21世紀における北海道らしい生涯学習社会の進展に向けた基本的な考え方を示すもので、今後の具体的な施策や事業の展開にあたっての基本的理念となるもの

3 人と自然がともに生きる環境のフロントランナー

< 政策の柱 >

人と自然の共生を基本とした環境の保全と創造

環境への負担が少ない持続可能な社会の構築

環境生活部		
北海道環境基本計画(第2次計画)	H20～29 (概ね10年)	環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的目標や施策の基本的方向などを示す計画
北海道環境行動計画(どうみんグリーンアクション)	H21～25 (概ね5年)	北海道環境宣言の付属資料「道民・事業者のための環境行動の手引き」を踏まえ、総合的な取組指針となる「北海道環境行動計画」を策定
北海道環境教育基本方針	-	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第8条に基づく方針として、また、北海道環境基本計画の個別計画として位置付け、「環境教育の推進」と「環境保全の意欲の増進」を図るための方針
北海道地球温暖化対策推進計画	H22～32 (11年)	北海道環境基本計画の個別計画として位置付け、道民・事業者・行政が連携・協働して温暖化対策を推進することにより、わが国が国際社会に約束した温室効果ガス削減目標の達成に地域から貢献するため策定
北海道循環型社会形成推進基本計画	H22～31 (概ね10年)	北海道環境基本計画の目標の一つである「循環型社会の実現」に係る計画として位置付けられ、3R・バイオマス利活用の推進、リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興などによる北海道らしい循環型社会の形成に向け、長期的展望に立ち策定
北海道生物多様性保全計画	H22～31 (概ね10年)	北海道環境基本計画の目標の一つである「自然共生社会の実現」に係る計画に位置づけられ、道における自然環境に関わる取組全般を「生物多様性の保全と持続可能な利用」という観点でまとめ直し、課題に的確に対応していく道筋として策定
北海道湿原保全マスタープラン	-	「北海道自然環境保全指針」の趣旨を踏まえ、人間生活や産業活動との調整を図りつつ湿原を適切に保全するため、広く道民の理解と協力を得ながら、湿原の保護と利用に関する施策が総合的、計画的に推進されるよう、湿原の保全について道の基本的な考え方を示すもの
第11次北海道鳥獣保護事業計画	H24～28 (5年)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、将来にわたって本道の生物多様性が損なわれることのないよう、鳥獣の生息状況・生息環境等の把握、鳥獣保護区等の指定、適正な狩猟の管理、希少鳥獣の保護、外来鳥獣の排除等、鳥獣保護事業の総合的・計画的な実施を推進する計画
北海道野生動物保護管理指針	-	人間と野生動物との共生及び生物多様性の保全を目指し、野生動物を適正に保護管理するための基本的な考え方を示す指針
北海道動物愛護管理推進計画	H20～29 (10年)	動物愛護管理法第6条及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例第3条第1項に基づき、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的な方向性と、中長期的な目標の明確化、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、施策を計画的かつ統一的に遂行することを目的に定めた計画
エゾシカ保護管理計画(第4期)	H24～28 (5年)	第11次北海道鳥獣保護事業計画の下で、新たな捕獲のしくみと資源としての捕獲個体の有効活用を併せて推進し、個体数の削減に必要な捕獲数を確保することで、エゾシカと人間の共生及び本道の豊かな生物多様性の保全を図ることを目的に策定する鳥獣保護法に基づく「特定鳥獣保護管理計画」
水産林務部		
北海道森林づくり基本計画(再掲) H24年度中	H25～34 (10年)	北海道森林づくり条例の目的を実現するために、森林づくりに関する長期的な目標及び施策の基本的事項を示す計画
建設部		
次世代北方型居住空間モデル構想 H24年度中	-	将来の持続可能な地域の構築に向けて、地域が有する固有の資源を有効活用することにより、資源を「循環」させ、生活基盤の整備や地域課題の解決策と連携した取組を進めることで、「コミュニティ・生活」、「産業・雇用」、「都市基盤・環境」の改善にもつながるような「波及効果」を生み出し、さらにはその効果を地域全体で「連鎖」させる取組が求められており、その基本的な考え方などを整理したもの

「環境への負担が少ない持続可能な社会の構築」にのみ該当

< 政策の柱 >

環境と調和したエネルギー対策の推進

経済部		
北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画(第一期)	H23～32 (10年)	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するため定めた計画
北海道環境産業振興戦略	H23～27 (5年)	北海道の環境産業を、経済活性化に向けた推進エンジンの一つとして育成・振興を図るため、産業界、研究機関、地域などが、方向性を共有し、連携した取組を進めていけるよう、道として戦略を策定

4 未来を支える創造的な人づくりと知のネットワーク

< 政策の柱 >

産業社会の変化や新しい時代に対応できる人づくりの推進

環境生活部		
北海道協働推進基本指針	-	道政運営の基本理念の一つである「市民と行政との協働による地域社会づくり」を進めていくための具体的な手立てを示す指針
北海道青少年健全育成基本計画	H20～29 (概ね10年)	北海道青少年健全育成条例第9条に定める青少年の健全な育成に関する基本的な計画として位置付け、青少年の健全な育成に関する施策の目標及び基本的事項について定めた計画
経済部		
北海道職業能力開発計画(第9次)	H23～27 (5年)	国の第9次職業能力開発基本計画を踏まえ、今後取り組む職業能力開発の基本的施策の方向性を示し、働く者一人ひとりの職業生活の安定と社会的な評価の向上を目指す計画
教育庁		
北海道教育推進計画(再掲)	H20～29 (概ね10年)	教育の基本的な理念や目標を実現するための個別・具体的な教育施策や取組を体系的に整理し、20年度以降における北海道がめざす教育の全体像を示す計画

< 政策の柱 >

暮らしや産業の質を高める「知のネットワーク」の構築

総合政策部		
北海道科学技術振興戦略 H24年度中	H25～29 (5年)	「北海道科学技術振興条例」に基づく基本計画として、科学技術の振興を通じてめざす北海道の姿(基本目標)を明らかにし、その実現に向けて科学技術の振興に関する基本的方策を定めるもの
北海道IT推進プラン	H23～25 (3年)	ITを活用して北海道を活性化するため、「環境」「観光」「食」「生活」の4つのIT活用ビジョンを北海道全体で共有し、目指すべき方向性と道が取り組む施策を示すもの

5 時代を見据えてつくり、生かす社会資本

< 政策の柱 >

社会資本の戦略的・効果的な整備

社会資本の効果的・効率的な維持管理

総合政策部		
ほっかいどう社会資本整備の重点化方針	H20～29 (概ね10年)	今後おおむね10年を見据えた社会資本整備の基本的な考え方を示すとともに、優先性の高い施策・事業の明確化を行い、北海道及び地域にとって真に必要な社会資本整備を着実に進めるための指針(施策・事業優先度編は、3年～4年ごとに点検・評価を行い見直し)
北海道交通ネットワーク総合ビジョン	H20～29 (概ね10年)	新・北海道総合計画の推進を支える、道の交通政策の基本指針
建設部		
道内空港活性化ビジョン	H20～29 (概ね10年)	北海道の航空ネットワーク形成の考え方や、各空港のめざす姿とその実現に向けた方策
公共土木施設の維持管理基本方針	H21～	道路や河川など施設ごとの維持管理作業を体系化し、作業内容別の維持管理水準を設定するなど、効率的・効果的に行っていくための維持管理に対する道の基本的な考え方(必要に応じて見直し)
北海道橋梁長寿命化修繕計画	H24～33 (10年)	北海道が管理する橋梁を、合理的かつ効率的に維持管理し、橋梁の長寿命化並びに修繕及び架け換えに係る費用の縮減や平準化を図るための計画
北海道樋門長寿命化計画 H24年度中	-	北海道が管理する樋門を、効果的かつ効率的に維持管理し、樋門の長寿命化並びに修繕及び更新費用の縮減や平準化を図るための計画

6 その他

< 総合計画を推進する上で必要と考えられる特定分野別計画 >

計画推進

地域づくり

総合政策部		
バックアップ拠点構想	-	今後の大災害等におけるリスクを可能な限り低減し、持続可能な社会を構築していくために不可欠な我が国全体のバックアップ体制のあり方を提起するとともに、その中で、本道がバックアップ拠点としての役割を發揮していくための方向性を示すもの

6 用語解説

英字で始まる語は、50音順のあとにまとめて載せています。

ア行

アイヌ古式舞踊

北海道一円に居住しているアイヌの人々によって伝承されている芸能で、祭祀の祝宴やさまざまな行事に際して踊られる。アイヌ独自の信仰に根ざしている歌舞で、その様式には古態をとどめているものが多い。とくに、信仰と芸能と生活が密接に結びついているところに特色があり、芸能史的な価値が高い。昭和59年1月21日に国の重要無形民俗文化財に指定された。

アグリビジネス

農産物の直売や加工・販売、ファームインやファームレストラン、観光農園の開設など、生産者が創意工夫をこらし、自ら生産した農産物や農村景観など豊富な地域資源を生かした事業活動。

新たな公共

行政をはじめ市民や企業、NPO、自治会など地域の多様な主体が協働して、公と民の中間的な領域にその活動範囲を広げ、地域住民の生活を支え、地域活動を維持していくという考え方。

新たな難視

電波の特性等の違いにより、アナログ放送は受信できていたが、地上デジタル放送が受信できなくなること。

アロニア

バラ科の灌木性果樹で原産地は北米。果実にはアントシアニンが豊富に含まれる。食味は甘酸っぱく渋みがあり、主に、菓子類、ジャム、ジュースなどの加工品として利用されている。

暗渠排水

ほ場に水がたまり、作物が生育不良をおこしたり、農作業機械が入れず収穫が遅れて品質低下を招くことを防ぐため、水が通る管を一定間隔で埋め、ほ場に溜まった水を排出するもの。

アンテナショップ

企業や自治体などが自社（当該地方）の製品の紹介や消費者の反応を見ることを目的として開設する店舗。

北海道は、「北海道どさんこプラザ（東京都）」などを設置。

イオル

アイヌ民族の生活を支えた自然を基盤にし、暮らしと精神文化が一体となった伝統的な生活空間。

石狩地域省エネ・新エネ導入推進会議

道では、石狩振興局をはじめ14振興局に「地域省エネ・新エネ導入推進会議」を設置するなど地域推進体制を整備し、地域における省エネ・新エネ導入推進に取り組んでいる。

磯焼け

コンブやワカメなどの海藻類が極端に減少し岩礁が無節石灰藻に覆われて、岩面が白ないし黄色化する現象。昭和30年以降から日本海沿岸を中心に見られており、その原因については、海流の蛇行など海況の変化やウニ等の食害などが言われている。

稲わらペレット

圃場から出る稲わらを円筒状に圧縮成型した固形燃料。

いぶりガイアナイト

胆振総合振興局が主催するイベント。

ガイアナイトとは、平成20年7月7日～9日に開催された北海道洞爺湖サミットを契機として、道民の皆様に電気照明を消してキャンドルのやわらかな光の中で、静かに地球環境に思いをめぐらせていただくことを目的として、脚本家の倉本聰氏が提唱し、高橋はるみ北海道知事が賛同して始まった取組。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥などによる土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う環境保全に配慮した農業生産方式を導入する計画を作成し、都道府県知事から認定を受けた農業者。

エゾシカ対策連絡協議会

エゾシカの保護管理並びにエゾシカによる農林業被害及び交通事故の防止等について、関係する行政機関や民間団体など幅広い連携のもと、情報や認識を共有するとともにその方策を検討し、エゾシカの総合対策を推進するため設置された協議会。

力行

貝毒

ホタテガイ等の二枚貝は、有毒なプランクトンを食べることによって体内に毒を蓄積し、あるレベル以上の毒を持った二枚貝をヒトが食べると、麻痺や下痢等の症状を発症する食中毒にかかることがある。二枚貝が蓄積する毒の種類は、麻痺性と下痢性の2つのタイプに分かれる。なお、貝毒は熱に強く、加熱調理しても分解されないが、中腸腺(ウロ)に偏在することから、一定レベル以内の貝毒発生期には条件付加工が認められている。

北海道では、毒化の予知と監視を目的に、定期的な有毒プランクトンの調査や貝毒検査を実施している。

加工組立型工業

日本標準産業分類の「大分類F - 製造業」に基づく産業分類で、自動車やテレビ、時計などの加工製品を製造する産業。

火山マイスター（洞爺湖有珠火山マイスター）

洞爺湖や有珠火山地域に関する正確な知識を有し、西胆振地域が火山と共生していくための地域リーダーとなりうる方に与える地域限定の称号で、地域の防災活動に対する助言・協力や質の高い火山ガイドなど、防災面、観光面でのさまざまな活動の場面を想定しているもの。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

環境マネジメントシステム

事業者等が環境に与える負荷を軽減するための方針などを自ら設定し、これらの達成に取り組んでいくための仕組み。このシステムの国際規格がISO14001である。

間伐材

水資源の涵養や土砂流出・崩壊の防止など森林の有する様々な公益的機能を高度に発揮し、健全で活力のある森林を育成するため、森林の密度を適度に調整して適当な間隔で伐採する間伐により生産された木材であり、森林を適正に管理していく途中で必ず発生するもの。

基幹災害拠点病院

災害拠点病院の機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす拠点施設（各都道府県に1ヶ所）。

災害拠点病院～災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能や広域搬送への対応機能や医療援護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための拠点施設のこと。

北のめぐみ愛食応援団

道民一人ひとりが自ら「愛食運動」に関する意識を高め、主体的な行動につながるよう地産地消や食育に取り組む道内の企業や団体グループを「北のめぐみ愛食応援団」として道が登録したもの。

北のめぐみ愛食レストラン

道内の外食店・宿泊施設のうち、北海道産食材を使用したこだわり（自慢）料理の提供を通じて、北海道産食材の積極的な利用や食材の素晴らしさをお客様に伝える地産地消（愛食運動）に取り組む店を「北のめぐみ愛食レストラン」として道が認定したもの。

忌避対策

音波、音響及び臭気などによりトドを漁具や操業漁場に近づけない、或いは花火弾による威嚇によりトドを当該海域から追い払うなど、トドが忌避する効果によって「トドによる被害」を防止する対策。

客土

耕地の理化学性の改善や作土の薄い耕地の作土補充などの土層改良を行うため、他の土地から目的にあった土壌を運び入れる工法のこと。

漁業系廃棄物

「漁業系廃棄物」とは、漁業生産活動に伴って生じる廃棄物をいう。

F R P（ガラス繊維強化プラスチック）廃船、貝殻、廃漁網等漁業生産に伴って生じる廃棄物の問題が深刻化しており、このような漁業系廃棄物の適正かつ効率的な処理を強力に推進していく必要があることから、水産庁長官は「漁業系廃棄物対策の進め方」を通達している。

近代化産業遺産

経済産業省が認定している文化遺産の分類である。平成19年11月に33件の「近代化産業遺産群」と575件の個々の認定遺産、平成21年2月には新たに33の「近代化産業遺産群」と540件の個々の認定遺産が公表された。

区画整理

農地の区画を大きくしたり、勾配を緩くして農作業の効率化を図ること。

グリーンツーリズム

ファームイン、農村体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

クリーン農業

たい肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業。

クリーンパートナー

不法投棄をしない、許さないなどの環境保全行動の輪を広げるために、宣言の趣旨に賛同される団体等を「そらち・いしかりクリーン・パートナー」として登録する制度を設けている。

グローバル化

経済活動や社会活動などが地球規模でつながり、広がっていくこと。

景観法

日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律（国土交通省所管、環境省等共管）。日本初の景観に関する総合的な法律として2004年6月制定（施行は12月）。内容としては、良好な景観の保全・形成に関する基本理念や住民、事業者、行政の責務、景観計画の策定手続きや土地利用に係る行為規制、景観重要建造物、景観重要樹木といったランドマークの保全、景観重要公共施設の景観計画に即した整備、景観地区の指定等都市計画との調整、景観協定、景観整備機構等の仕組みを定めており、同法の制定と同時に、関連法の整備・改正が行われた（景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律）。これらを総称して、景観緑三法という。

軽種馬

財団法人日本軽種馬登録協会の登録規程で定められたサラブレッド、アラブ、アングロアラブ、サラブレッド系、アラブ系の品種の馬をいう。

圏域自治体病院等広域医療連携検討会議

北海道が平成20年1月に、地域における医療の確保と病院経営の健全化を両立させることを目指して策定した「自治体病院等広域化・連携構想」に基づき、圏域において必要な医療提供体制を構築するため、医療機関相互の役割分担や連携体制について関係者による協議を行う場として設置された会議。

健康づくり事業行動計画

広域な本道の健康課題に対応し効果的な推進体制を構築するため、第二次保健医療福祉圏域ごとに北海道健康増進計画を踏まえて策定する計画。

原子力防災計画

原子力発電所等のある地元の道府県や市町村は、災害対策法及び原子力災害対策特別措置法に基づいて、防災基本計画を参考に原子力災害に対して地域住民の健康と安全を守るため、それぞれの実情に応じた地域防災計画（原子力災害対策編）を策定している。原子力防災対策の技術的・専門的事項については、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）を参考にし万一の事態に備えている。一方、経済産業省、文部科学省、警察庁、消防庁などの関係省庁は、それぞれ防災業務計画を定め災害発生時には必要な対策を講じることになっている。

高規格幹線道路

自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路（本州四国連絡道路を含む）のうち、昭和62年に建設大臣が指定した道路をいう。全国14,000kmのうち、北海道は1,825km。

交流居住

都市住民が、都市と田舎の両方に滞在拠点を持ち、双方を仕事や余暇で使い分け、地元の方達と交流を楽しみながら生活するという新しいライフスタイル。

高齢者比率

65歳以上人口（高齢者人口）の総人口に占める割合を示す。

国際拠点港湾

国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるもの。

国際戦略港湾～長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるもの。

個体数調整

個体数が増加している野生鳥獣について、生息密度が環境収容力に見合った適正な水準になるよう調整すること。

コミュニティ

町内会のような地縁型の共同体や、地域での共同の活動、暮らしを支える結びつき。

コミュニティバス

地域住民の多様なニーズにきめ細かに対応する地域密着型バス。

コミュニティビジネス

地域の住民やNPOなどが主体となり、地域の課題解決や地域資源の有効活用を図るために行う事業。

コンドミニアム

キッチンや洗濯機など生活用具が備え付けられた宿泊施設。また、ホテルなどの客室タイプで、そのような設備のあるもの。

コンパクトなまちづくり

人口減少、少子高齢社会など、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築するため、これまで「拡大・拡散してきた都市開発」から方向を転換し、街の中心に人も施設も各種機能も集めるといふ、まちづくりの理念。

サ行

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を執るのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられる。

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、波力、地熱、バイオマス、雪氷など自然界で起こる現象から取り出すことができ、枯渇することがないエネルギー。

栽培漁業

水産資源の維持・増大と漁業生産の向上を図るため、有用水産動物について種苗生産、放流、育成管理等の人為的手段を施して資源を積極的に培養しつつ、漁獲する漁業のあり方。北海道においては、漁場の造成・改良、養殖業を含め位置づけ。

札幌コンテンツ特区

総合特別区域法に基づき、平成24年6月に札幌市が国から指定を受け、規制の特例や支援措置により、映像のプロモーション効果を活かした観光客の誘致などに取り組むもの。

サプライチェーン

原材料や部品等の調達から、生産、流通を経て消費者に至るまでの一連のプロセスのこと。

産学官（金）連携

企業（産）が、技術シーズや高度な専門知識を持つ大学等（学）や公設試験研究機関等（官）、銀行などの金融機関（金）と連携して、新製品開発や新事業創出等を図ること。

シーズステイ

都市に生活基盤を持ちながら、地方にもセカンドハウスなどの拠点をもち、季節の良い時や長期間の休みがある時に滞在すること。

シーニックバイウェイ

みちをきっかけに地域住民と行政が連携し、美しい景観づくり、活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりをめざす政策。北海道においては平成17年度から全国に先駆けて本格的に展開。

ジオパーク（大地の公園）

地球科学的に見て重要な自然遺産を含む、自然に親しむための公園。道内では、洞爺湖有珠山ジオパークが世界ジオパークに、アポイ岳ジオパークと白滝ジオパークが日本ジオパークに認定されている。

資源管理型漁業

漁業活動を通して水産資源の特性や実態を熟知している漁業者が相互に話し合い、資源に対する過度の漁獲圧力を低減させ、地域の漁業や資源の状況に応じた禁漁期、禁漁区の設定、漁具、漁法の制限等自主的な管理を実施して、資源の再生産と有効利用を適切に図りつつ漁業経営の安定化を目指す漁業のあり方。

自主防災組織

地域住民が自分たちの地域は自分で守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織。

自然エネルギー

資源が有限で枯渇性の石炭・石油などの化石燃料や原子力とは異なって、太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然現象の中でエネルギー資源が再生されるエネルギー。再生可能エネルギーとも呼ばれる。

自治体病院

都道府県、市町村等の地方公共団体が開設する病院。

市町村森林整備計画実行管理推進チーム

市町村森林整備計画を実行性のあるものにするため、市町村、森林組合等の関係者を構成員として設置しているチーム。森林管理局や道のコーディネートのもとで、関係者が連携・協力し、森林経営計画の作成促進や森林整備の実施状況の把握と計画内容の検証等を行う。

シップリサイクル

廃船を解体し、鉄などを再生利用すること。

省エネ・新エネサポート相談窓口

省エネルギーの促進及び新エネルギーの導入を促進するため、経済部産業振興局環境・エネルギー室内及び各総合振興局・振興局産業振興部商工労働観光課内に「北海道省エネ・新エネサポート相談窓口」を設置。

食クラスター

食の分野において、食に関わる幅広い産業(産)と大学や試験研究機関、関係行政機関、金融機関などの関係機関(学官金)がオール北海道で、今まで以上に緊密に連携・協働できる体制を整備し、北海道ならではの食の総合産業を構築しようとする取組のこと。

新エネルギー

技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性から普及が十分ではないエネルギー。太陽光、風力、バイオマスを利用して得られるエネルギーなど。

人工林

人手による植栽などを行い成立した森林。

森林整備

造林、下刈り、間伐などの作業や森林に被害を与える森林病虫害等の防除、森林の手入れのために必要な路網の整備などの森林への直接的な手入れ。

森林施業の集約化

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業を行うこと。

森林施業～森林を維持・造成するため、植栽、下刈、間伐などの作業を適正に組み合わせ、目的に応じた森林の取扱いをすること。

森林施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業の計画の作成を担う人材。

森林認証

独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証（森林認証）し、それらの森林から生産された木材・木材製品ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援（木材認証）する取組。現行の制度としては、世界レベルの認証制度であるF S C（森林管理協議会）やP E F C（森林認証プログラム）、我が国独自の認証制度であるS G E C（「緑の循環」認証会議）などがある。

森林ボランティア

森林の整備・保全にかかわるボランティア。また、その活動のこと。森林の育成や管理・保全に必要な各種の手入れ作業、虫害の監視や防止、森林の重要性を教える環境教育など、多様な活動がある。

スマートコミュニティ

エネルギーの有効利用という観点から、電力だけでなく、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーを地域単位で統合的に管理するとともに、交通システムなども組み合わせた社会システム。

3 R（スリーアール）

廃棄物などの発生抑制（リデュース Reduce）、再使用（リユース Reuse）、再生利用（リサイクル Recycle）をいう。

世界遺産

1972年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づき、世界遺産リストに登録された遺跡や景観そして自然など、人類が共有すべき普遍的な価値を持つものを世界遺産という。世界遺産への登録の種類は、「自然遺産」、「文化遺産」、自然遺産・文化遺産の価値を併せ持つ「複合遺産」に分類される。

雪氷冷熱（エネルギー）

冬季に蓄えた雪や氷を、夏場の冷房や低温貯蔵施設などに活用することで低温、高湿度の室内環境を安定的かつ安価に作り出せる可能性のあるエネルギー資源。

せわずき・せわやき隊

地域の子育て経験者や人生経験豊かな高齢者などが、子どもや子育て家庭に対して、声かけ、見守り、子どもの預かりなど、それぞれの地域において、身近なところで子育て支援を行うボランティア団体。

造林

人為的な方法で、目的に合わせて樹木を植えること（植樹）。また、より広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。

夕行

体験型観光

自然、アウトドアスポーツ、産業、文化などに旅行者自身が直接触れたり、参加したりすることを目的とした観光。

第二次医療圏

第一次医療圏（市町村行政区域）のサービスの提供機能を広域的に支援するとともに、比較的高度で専門性の高いサービスを提供し、おおむね、入院医療サービスの完結をめざす地域単位で、21圏域設定している。

地域高規格道路

高規格幹線道路を補完し、地域の自立発展や地域間の連携を支える自動車専用道路またはこれと同等の規格を有する道路として指定される道路。

北海道内では平成23年度末で9路線約538 kmが「計画路線」として指定されている。

地域災害拠点病院

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能や広域搬送への対応機能や医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための拠点施設（災害拠点病院）のうち、第二次医療圏ごとに整備される病院のこと。

地域団体商標（制度）

地域の名称及び商品の名称などからなる商標について、一定の範囲で周知となった場合は、事業協同組合などの団体が地域団体商標として登録することを認める制度。平成18年4月から制度施行。

地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域での生活が続けられるよう、在宅サービスや地域密着型サービスなどの介護サービス、訪問看護、訪問リハビリテーションなどの医療サービス、配食、見守りなどの生活支援サービスなどが、日常生活圏域内で提供される仕組み。

地域防災マスター

日ごろの防災活動への参加や地域への呼びかけ、災害時の声かけ活動などをボランティアで行う、道が認定した地域の防災リーダー。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地産地消

地域で生産されたものを地域で消費すること。

地上デジタル放送

地上波を用いたデジタル方式によるテレビジョン放送。既存のアナログ放送に比べて映像、音声の高品質な放送が可能であり、コンピュータ等との相互接続が容易であるほか、電波の有効利用が図られるのが特長。

チップ

木材を細かく砕いて生産される木材チップのこと。

着地型観光

旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態。

独自性が高く、ニューツーリズムを始めとして、その地域ならではのさまざまな体験を提供できる。

中小水力発電

出力30,000kW以下の規模の水力発電。

鳥獣被害防止特措法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成20年2月21日施行）。

低炭素・循環型社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会（低炭素社会）。

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑制する社会（循環型社会）。

データセンター

自社のサーバを複数の利用者に貸し出す、あるいは顧客のサーバを預かるなどして、インターネットへの接続回線や、保守・運用サービスなどを提供する施設。

データベース

系統的に管理された情報の集まり。特にコンピュータで、様々な情報検索に高速に対応できるように大量のデータを統一的に管理したファイル。また、そのファイルを管理するシステム。

デマンド交通

利用者の個別の需要（デマンド）に応じて、需要を集約した上で、ドア・ツー・ドア型輸送サービスを提供する形態の乗合輸送。

道産食品登録制度

北海道の豊かな自然環境の下で生産された農産物等の原材料を使用して、道内で製造・加工された道産へのこだわりの加工食品を登録する仕組みとして、道が平成18年1月に創設した制度。道産原材料については、原料の原産地を表示し、商品形態については最終の出荷形態と消費者の入手状態は同一のものとしている。

道産食品独自認証制度（きらりっぷ）

高いレベルの安全・安心を基本として優れた品質の道産食品を認証し、さらに生産工程の審査を行うことにより消費者の信頼を確保し北海道ブランドの向上を図ることを目的として平成16年4月に創設した制度。道産へのこだわり、消費者への情報提供、衛生管理、品質特性及び食味などについて、認証機関が審査し、基準を満たした食品に対しては、認証マーク（愛称「きらりっぷ」）を表示することとされている。

道の条例に基づく広域景観づくり推進地域

北海道美しい景観のくにづくり条例第16条の規定により、知事が、複数の市町村にまたがり、田園、湖沼等が連続する景観を有する地域で、特に広域にわたる景観づくりを推進する必要があると認め、指定する地域。

現在、同条例は「北海道景観条例」に改正されており、その中では、「広域景観形成推進地域」と表現している。

道民の森

自然や森林とふれあい、自然と共に生きる心を培うことを目的に、当別町と月形町にまたがる道有林約11,000haの中に6つの施設地区を設けている森林の総合利用施設。

トドによる被害

本道沿岸に来遊するトドによる漁具の破損や漁獲物の食害などの漁業被害のこと。

ナ行

二次救急医療機関

入院治療を必要とする重症救急患者に対応する医療機関。

初期救急医療：主に軽度の救急患者に外来診療を行う。

三次救急医療：心筋梗塞、脳卒中、交通事故等による多発外傷などの重篤救急患者の救命医療を担う。

二地域居住

都市住民が農山漁村の同一地域において、中長期（１～３か月程度）、定期的・反復的に滞在し、都市の住居に加えた生活拠点をもつこと。

日本海側拠点港

日本海側対岸諸国の経済発展等を日本の成長に取り込みつつ、日本海側各港湾の役割の明確化と港湾間の連携を図ることにより、日本海側港湾全体の国際競争力を強化し、ひいては日本海側地域の経済発展に資することを目的に国により選定された港湾。本道からは、小樽港（「外航クルーズ」）、稚内港（「国際フェリー・国際RORO船」）、石狩湾新港（「LNG」）が、また、拠点化形成促進港として留萌港が選定された。

ニューツーリズム

健康や産業などをテーマとした新しい観光。従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行と旅行システム全般を指す。

認定職業訓練施設

中小企業等が雇用する労働者の職務に必要な技能・技術を向上させるため、知事の認定を受けて職業訓練を行っている施設。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、市町村の基本構想に照らして適切であり、その計画の達成される見込みが確実で、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

燃料電池

水素と酸素を化学反応させることにより電気を発生させる発電装置。

農業生産法人

農地法第２条第３項の規定に適合し、農地等の権利を取得することができる法人。

農商工連携

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うこと。

ノーレジ（NO）袋運動（マイバッグ運動）

レジ袋の原料である石油の使用量削減や家庭でのレジ袋廃棄量の削減などを目指し、レジ袋を使わず、消費者が持参した袋・バッグを使用する運動。

八行

バイオ

生体・生物体・生物などを意味する接頭語。

廃屋・空き家問題

適正に管理されず放置されている廃屋や空き家が良好な景観を阻害したり、倒壊や火災、犯罪の誘発、生活環境の悪化をもたらすなど、市町村のまちづくりなどの重要な課題となっている状態のこと。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で石炭や石油などの化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜ふん尿、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥など、また、未利用バイオマスとしては、稲わらなど農作物非食用部や林地残材がある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用などのほか、燃焼して発電したり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。バイオマスに含まれる炭素分は、植物がその成長過程において大気中の二酸化炭素を固定したものであり、バイオマスを燃焼しても大気中の二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラルという特性を有する。

バックアップ拠点

大災害等の非常時における後方支援や予備としての機能のみならず、平時において行政や経済など諸機能の代替、分散、多重化の受け皿としての機能を担う拠点。北海道が平成24年3月に策定した「北海道バックアップ拠点構想」において、道央広域連携地域は道内のバックアップ拠点の中核としての役割が期待されている。

バリアフリー

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

東アジア

中国、韓国、台湾、東南アジア諸国連合（ASEAN）10カ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）などで構成される地域。

ビジネスマッチング

企業の事業展開を支援するなどの目的で、事業パートナーとの出会いをサポートするサービス。

ファームイン

農業者が経営する民宿。

ファームレストラン

農業者が、自ら生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供するレストラン。

ファミリー・サポート・センター事業

急な残業の際など、既存の体制では応じきれない変動的、変則的な保育ニーズに対応するため、地域における育児に関する相互援助活動を行う会員組織の活動。

フィールドワーク

文化人類学・社会学・地質学・生物学などで、研究室外で行う調査・研究。実地研究。野外調査。フィールド・スタディ。

フェイスブック

SNSの一種で、実名登録を特徴としていて、双方向のネットワーク構築に適しているとされ、フェイスブック社が提供している。

SNS【Social Networking Service】～インターネット上で社会的ネットワークを構築するサービス。

福祉避難所

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等への入所を要するまでには至らないが、一般的な避難所での避難生活が困難な災害時要援護者のために特別な配慮がなされた避難所をいう。

フットパス

遊歩道。自然の中などを散策できるように整備された歩道のこと。イギリスで発祥した「歩くことを楽しむための道」のこと。

ふれあいファーム

都市と農村の交流に意欲的な農業者の農場を対象とした、道が推進する登録制度で、農作業体験や農業者の方々との語らいを通して、日頃接する機会の少ない農業の実際に触れ、農村の魅力を感じてもらうとともに、農業・農村に対する理解を促進するための交流拠点としての役割を果たすもの。

ブロードバンド

高度な通信回線（光ファイバー、ケーブルなど）の普及によって実現されるコンピュータネットワーク。又は大容量のデータを活用したサービス。

ブログ

ウェブサイトに日常の出来事を記録（=log）する Weblog（ウェブログ）の略。記事の更新が簡単に行えるようデザインされており、画像などとともに柔らかな表現で投稿し、情報発信が可能なインターネット上のサービス。

プロモーション

販売促進のための宣伝。観光における誘客促進活動。観光客誘致を目的に、旅行代理店訪問、マスコミ出演、街頭PR、イベント出店などの方法による宣伝誘致、販売PR促進活動のこと。

ベンチャー企業

創造力・開発力をもとに、新製品・新技術や新しい業態などの新機軸を実施するために創設される中小企業。ベンチャービジネス。

防災に関する協力協定

平常時における防災意識の高揚や地域防災力の強化のほか、大規模災害等が発生し又は発生のおそれがある場合における迅速かつ的確な物資の供給、災害情報の提供等の応急対策の実施などを目的とした、地方自治体間や民間企業等との間で締結する協力協定。

ポータルサイト

分野別に情報を整理しリンク先が表示されているウェブサイト。

ホスピタリティ

観光客が安心して快適に観光できるように、地域の人々がおもてなしの心で接し、観光客をあたたかく迎えること。

北海道遺産

NPO法人北海道遺産協議会により北海道の宝物として選定された有形・無形の財産で、総計52件。

北海道外客来訪促進計画

「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」の定めや、「北海道観光のくにづくり条例」及び「北海道観光のくにづくり行動計画」の趣旨等を踏まえ、本道の国際観光の振興を図るための展開方向を示すことを目的に、道が国土交通大臣の同意を得て策定した計画。

ほっかいどう企業の森林づくり

北海道がコーディネーターとなり、森林整備を必要とする森林所有者とCSR（企業の社会的責任）活動により森林整備に必要な資金負担等の支援を要望する企業・団体等を結びつけ、森林整備の橋渡しなどの支援を行う制度。

北海道・北東北の縄文遺跡群

約1万年もの長きにわたり営まれた高度に発達・成熟した定住的な採集・狩猟・漁撈文化である縄文文化の遺跡が、北海道・北東北には数多く所在しており、我が国の歴史や人類史における狩猟採集社会の様相を顕著に物語る遺跡として、平成20年9月26日、北海道・北東北の縄文遺跡群を「世界遺産暫定一覧表記載文化遺産」として、文化庁は世界遺産暫定一覧表に記載。

北海道グリーン・ビズ認定制度

北海道で、環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所等を登録・認定する制度。その取組や商品、サービスのご紹介を通して、環境にやさしい企業や商店、工場、学校などの「環」を広げ、環境と調和する「エコアイランド北海道」づくりを進めている。

北海道景観条例

平成13年10月に道が制定した「北海道の美しい景観のくにづくり条例」を基に平成16年6月に制定された景観法の施行に関して条例で定めることとされている事項について規定を整備することとし、当該条例を改正したもの（平成20年北海道条例第56号／施行日：平成20年4月1日）。

北海道建設産業支援プラン2013

北海道の建設業者が様々な変化に柔軟に対応し、持続・発展を遂げ、地域の経済・雇用を支えるとともに、地域の安全・安心を担い、地域と連携して活力ある地域づくりに大きな役割を果たしていけるよう、建設産業の進むべき方向性と道としての支援施策を総合的に取りまとめたもの。

北海道産業振興条例

「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例」の通称。産業構造の高度化による自立した経済構造への転換を図るため、企業立地の促進と中小企業の競争力の強化を図り、北海道経済の活性化と雇用の創出等を図ることを目的としている。

北海道洞爺湖サミット

日本が議長国となって平成20年7月に洞爺湖町で開催されたG8サミット。G8サミットとは、日、米、英、仏、独、伊、加、露8カ国の首脳及びEUの委員長が参加して毎年開催される首脳会議のこと。

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区

「総合特区制度」(規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施する制度)に基づき、農水産物の生産体制を強化するとともに、食に関する研究開発・製品化支援機能を集積・拡充し、これを活用して本道の豊富な農水産資源及び加工品の安全性と付加価値の向上、市場ニーズに対応した商品開発の促進と販路拡大を図ることによって、東アジアにおける食産業の研究開発・輸出拠点化を目指すもの。

ポテンシャル

潜在的な力、可能性としての力。

マ行

マーケティング

企業及び他の組織がグローバルな視野に立ち、顧客との相互理解を得ながら、公正な競争を通じて行う市場創造のための総合的活動。

マツカワ

雄は全長50cm、雌は80cmに達し、味はカレイ類の中で最上とされる。カレイ刺し網や定置網で混獲され、天然資源は少なく幻の魚と呼ばれて久しい。北海道では、平成18年からえりも以西太平洋で100万尾規模の人工種苗放流が行われており、この海域では海区漁業調整委員会指示により、全長35cm未満のマツカワは海中還元(リリース)が定められている。

麦チェンサポーター店登録制度

道産小麦を使用した商品を、一定の要件の下、積極的に製造・販売・提供している店舗を「麦チェンサポーター店」として道が認定する制度。

メガソーラー

1メガワット(1千キロワット)以上の発電能力を持つ大規模な太陽光発電所。

木育

「木とふれあい・木に学び・木と生きる」取組を通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。

木質ペレット

林地残材や製材工場から発生する端材、オガ粉などを円筒状(直径6～10mm、長さ10～30mm)に圧縮成型した固形燃料。

モニターツアー

ニーズ調査を行うため、意見や感想を述べるモニターを募集し実施するバスツアーなど。

ヤ行

炭鉱(やま)の記憶

空知地域に開花した特異な時代性を有する「炭鉱(やま)」の産業・石炭生産の姿、街並み・風景、炭鉱に生きる人々の働く様子・暮らし・文化などを現在に語り継ぐ記録・情報。具体的には、炭鉱関連施設、炭鉱関連機械、歴史的建造物、鉄道関連施設、博物館・資料館、生活・文化財。

炭鉱の記憶マネジメントセンター

NPO法人 炭鉱(やま)の記憶推進事業団が、地域内外の人々と炭鉱の記憶の場とを結ぶ拠点として、並びに炭鉱遺産や地域の情報を提供するコンシェルジェとしての役割を行う目的で平成21年8月に開設した施設。

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

ユニバーサルデザイン

障がい者、高齢者、健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などを設計すること。

ユネスコ無形文化遺産

無形文化遺産の保護に関する条約(無形文化遺産保護条約)は、平成15年(2003年)10月のユネスコ総会において採択され、平成18年(2006年)4月に発効した。我が国は平成16年(2004年)6月に世界3番目に締結しており、平成24年12月現在148カ国が締結している。

羊蹄山麓7町村

羊蹄山麓に位置している後志総合振興局管内蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町の7町村のこと。

ラ行

ラミナ

集成材(ひき板(製材された板)を必要な巾、厚みに接着した木材)の1つの層を構成する木材のこと。

リサーチ&ビジネスパーク構想

研究開発の促進や大学などの知的財産の有効活用によって、ベンチャー企業や新産業の創出を図ろうとする構想。

林地未利用材

立木を伐採して丸太にする際に出る枝葉や梢端部、森林以外へ搬出されない間伐材等、林地に放置されている木材のこと。

6次産業化

一次産業×二次産業×三次産業のことで、それぞれの産業が一体となって、総合産業(6次産業)として発展することをめざし、その際、どれかが欠けると0になってしまうため、いずれも欠かせないという、産業間連携の在り方を示すもの。

ワ行

ワイナリー

ワインの醸造から販売まで行うぶどう生産者。

ワンストップサービス

一箇所の窓口、あるいは一度の手続で、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計された行政サービス。

英字（アルファベット順）

B D F【Bio-Diesel Fuel】

バイオディーゼル燃料のこと。一般的に、植物性油や動物性油をメタノールと反応させメチルエステル化したもの。軽油と同様の燃料で、ディーゼルエンジンを有する車両、船舶、農耕機具、発電機などに使用されている。

C C S【Carbon Dioxide Capture and Storage】

二酸化炭素回収・貯留のこと。大規模な二酸化炭素発生源から排出されるガス中の二酸化炭素を分離・回収し、それを地中の深くに貯留・隔離することにより、大気中に二酸化炭素が放出されるのを抑制する技術。

C I Q体制【Customs, Immigration and Quarantine】

国境を越える際の交通・物流において必要な手続で、税関【Customs】、出入国管理【Immigration】、検疫【Quarantine】を包括した略称。あるいはそれらを実施する機関又は施設。

H A C C P（ハサップ）【Hazard Analysis and Critical Control Point】

製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする食品衛生管理手法の略。

I B Aエムシャーパーク構想

「エムシャーパーク国際建築展覧会【Internationale Bauausstellung Emscher Park】」のこと。エムシャー川流域を、環境的にも経済的にも立て直そうと進められた計画。ドイツのルール地域を西流しライン川に合流するエムシャー川流域は、石炭鉱業・鉄鋼業・化学工業などが密集する鉱工業地帯を形成していたが、1970年代を境とする産業構造の転換によって、従来までこの地域を支えていた重化学工業が衰退し、経済活動の低迷や人口の減少が見られるようになり、汚染された自然環境や破壊された景観が遺産として残された。かつて形成されたストックは役に立たないから整備しなおすというのではなく、残された遺産を今日的な社会環境や視点から再評価し、追加的な整備で今後の地域発展に役立てようという考え方が根底にある。

I T【Information Technology】

情報・通信に関連する技術一般の総称。

J R A【Japan Racing Association】

日本中央競馬会の略称。1954年に設立された国営競馬の運営機関。

L C C 【low-cost carrier】

ローコストキャリア (Low Cost Carrier) = いわゆる格安航空会社。

L N G 【liquefied natural gas】

天然ガス(主成分メタン)をマイナス162度で液化したもので、比較的二酸化炭素の排出量が少ないなど、環境負荷の少ないエネルギー。液化天然ガス。

N P O 【Non-Profit Organization】

非営利組織のこと。政府・自治体や企業とは別に社会的、公益的な活動を行う非営利の組織(団体)。

P C B 【polychlorinated biphenyl】

ポリ塩化ビフェニル：有機化合物の一つ。不燃性で、熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定していて分解されにくく、動物の脂肪組織に蓄積されやすい。従来、熱媒体、絶縁油、塗料に使用されていたが、人に対し皮膚障害、肝臓障害を引き起こす毒性を持つことが判明したため、現在、国内で製造は禁止されている。

Q C D 対応力

Quality (品質)、Cost (コスト)、Delivery (納期)の略。生産管理において、重視すべき要素を表す用語。

Y E S ! c l e a n (表示制度)(北のクリーン農産物表示制度)

農産物ごとに定められた化学肥料や化学合成農薬の使用基準や他の農産物と分別して収穫・保管・出荷するなど、一定の基準をクリアした生産集団が生産・出荷する農産物に「Y E S ! c l e a n マーク」を表示し、併せて、化学肥料の使用量や化学合成農薬の使用回数などの栽培情報を知らせる道独自の農産物表示制度で、「北のクリーン農産物表示要領」に基づくもの。

道央広域連携地域 政策展開方針

平成25年 3月発行

編集・発行 北海道空知総合振興局地域政策部地域政策課
北海道石狩振興局地域政策部地域政策課
北海道後志総合振興局地域政策部地域政策課
北海道胆振総合振興局地域政策部地域政策課
北海道日高振興局地域政策部地域政策課

連絡先 空知総合振興局：0126-20-0030（直通）
石狩振興局：011-204-5815（直通）
後志総合振興局：0136-23-1341（直通）
胆振総合振興局：0143-24-9568（直通）
日高振興局：0146-22-9073（直通）